

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>I 互いを認めあうために</b>									
<b>1 男女平等への意識改革</b>									
<b>1 男女共同参画を推進する広報・啓発活動</b>									
	1	男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画について啓発を推進するとともに、志免町男女共同参画推進条例の周知に努めます。	福岡県男女共同参画センター「あすばる」(春日市)で開催されたフォーラムに参加希望の町民と参加しました。 また、町行事の際に「男女共同参画」「志免町男女共同参画推進条例」「志免町男女共同参画行動計画」についての啓発チラシを配布しました。		・フォーラム参加11名 ・啓発チラシ配布 随時	4	町の講演会や行事で啓発を行います。また、男女共同参画の条例や計画の周知を行います。	まちの魅力推進課
<b>2 性差別への対策の充実</b>									
	2	人権教育・啓発指針の推進	人権教育・啓発基本指針の周知を行い、男女共同参画の視点を含めて推進します。	男女共同参画の視点も含めた講演会等を企画をしながら、講演会や研修会を実施しました。		・人権を尊重する町民のつどい ・人権・同和教育推進協議会研修会	4	人権教育・啓発基本方針に即し、男女共同参画の視点を含めた研修や講演会等の取り組みを推進します。	社会教育課
	3	多様な性へのあり方への理解促進	多様な性のあり方への理解をすすめる啓発を推進します。	ホームページにLGBTの方のDV被害者ホットラインについて掲載しました。		随時	3	LGBTの理解について、啓発の在り方も含め検討します。	まちの魅力推進課
<b>2 社会における制度や慣行への配慮</b>									
<b>1 固定的観念の改革</b>									
	4	行政の情報発信時における表現の留意	町が発行する刊行物などをはじめ、町が情報を発信するホームページ、SNS、発言などにおいて、ジェンダーに偏った表現をしないように留意します。	広報紙やホームページ、チラシ等を作成する際、偏ったイラストや文章を使用していないか十分に注意しました。		随時	4	偏ったイラストや文章を使用していないか十分注意して広報やホームページ、チラシ等の作成を行います。	全課
<b>2 職場における男女の均等な機会と待遇の確保</b>									
	5	男女の均等な雇用と待遇に関する意識啓発 ★	企業・事業所に対して、職場における性別による役割分担の慣習の見直し、男女の均等な雇用などについて啓発するとともに、情報提供や啓発を行います。	町内の企業・事業所に対して、6月に男女の均等な雇用等に関する啓発チラシを配布しました。		配布数900社	3	町内の企業・事務所に対して、男女の均等な雇用等についての周知啓発を行います。	まちの魅力推進課
	6	職場における就労環境整備の支援 ★	企業・事業所に対して、育児・介護休業等の労働に関する法制度や講習会・研修会等の学習機会に関する情報提供や啓発を行い、男女がともに働きやすい就労環境の整備を支援します。	町内の企業・事業所に対して、6月に育児・介護休業等といった労働に関する制度や働きやすい就労環境の整備について、啓発チラシを配布しました。		配布数900社	3	育児・介護休業等についての情報提供を行います。	まちの魅力推進課
<b>3 女性の就労支援</b>									
	7	女性の就労支援の充実 ★	女性の就業や再就職、技能習得等についての情報を提供することにより、女性の就労を支援します。	女性の就業等の情報を随時閲覧できるようにしました。問い合わせに対しては他機関の情報提供を行いました。		随時	3	女性の就業等の情報を閲覧できるようにしました。問い合わせに対しては他機関の情報提供を継続します。	まちの魅力推進課

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本 目標	施策の 方向	具体的 施策 番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課 評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、 課題に対する対応策	担当課
<b>3 男女共同参画の視点に立った教育の充実</b>									
<b>1 学校等における男女共同参画教育の推進</b>									
		8	幼児期からの男女共同参画教育の推進	保育施設、教育施設に対し、男女共同参画教育の基礎が養われるような、年齢に応じた保育や教育ができるよう、情報提供を行います。	町内の保育園等に対し、厚生労働省や県から通知された保育指針に関する情報提供を行いました。 保育指針は、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項などが定められたものであり、この中において、男女にかかわらず、子どもが人と関わる力を育てていくために、どのように保育士が関わっていくか、また保育環境の構成の在り方について、年齢に応じたねらいと内容が記載されています。	随時	4	町内の保育園等に対し、国・県からの通知等による情報提供を行います。	子育て支援課
					私立幼稚園に対し、国・県からの指導により情報提供を行いました。	随時	3	引続き私立幼稚園に対し、国・県からの指導により情報提供を行います。	学校教育課
		9	学校教育における男女共同参画教育の推進	学校の全教育活動を通して、男女共同参画の理念を踏まえた教育を推進します。	道徳や家庭科の学習等、学校の全教育活動を通して、男女平等の理念を踏まえた教育を推進しました。	随時	3	学校の全教育活動を通して、男女平等の理念を踏まえた教育を推進していきます。	学校教育課
		10	学校における教育環境の整備	男女混合名簿を促進し、それぞれの個性が発揮できるジェンダーにとらわれない教育に取り組みます。	出席簿や指導要録、健康診断簿等の男女混合名簿を日常的に活用し、学級に掲示される学級目標の中にその理念を盛り込み、男女それぞれの個性が発揮できるように取り組みました。	随時	3	出席簿や指導要録、健康診断簿等の男女混合名簿を日常的に活用し、学級に掲示される学級目標の中にその理念を盛り込み、男女それぞれの個性が発揮できるように引き続き取り組んでいきます。	学校教育課
		11	外部講師の活用による男女共同参画教育の充実	ゲストティーチャーなど外部講師を活用し、男女共同参画教育の充実を図ります。	人権学習を取り入れた授業を行いました。また、外部講師を招いた講演会はコロナ禍の中、一部実施することができました。	外部講師による講演会2校（東中、南小）	3	小学校では人権学習を授業の中に取り入れ、中学校では1年生を対象に「志免町子どもの権利条例」との関連を図りながら人権学習（講演会）を行っています。	学校教育課
		12	個性に応じた進路指導の充実	個性に応じた主体的な進路選択ができるよう、幅広く情報の提供を行い、指導の充実を図ります。	社会科や総合的な学習の時間を通して様々な職業を紹介することで、子ども達の選択肢を広げ、道徳の時間には働くことの大切さについて学習しました。（職場体験や福祉体験はコロナのため一部中止）	随時	3	社会科や総合的な学習の時間を通して様々な職業を紹介することで、子ども達の選択肢を広げ、道徳の時間には働くことの大切さについて学習を行います。（職場体験や福祉体験はコロナの感染状況を見ながら実施を検討します。）	学校教育課
<b>2 教職員等の男女共同参画に関する研修の実施</b>									
		13	保育士や幼稚園教諭に対する研修の実施	保育施設の保育士や幼稚園教諭に対して、多様性やジェンダーについての研修機会や研修情報を提供します。	国・県からの研修案内を町内の保育所・認定こども園・小規模保育施設・届出保育施設等に提供しました。	随時	4	国・県からの研修案内を町内の保育所・認定こども園・小規模保育施設・届出保育施設等に提供します。	子育て支援課
					私立幼稚園に対し、国・県から情報提供を行いました。	随時	3	引き続き私立幼稚園に対し、国・県から情報提供を行います。	学校教育課
		14	小・中学校教職員への研修と連携の充実	教職員に対して、男女共同参画社会についての知識や理解を深める研修等の情報提供や参加を促進します。	学校、教科の枠を超えた連携を図るため、県主催の一般研修等（コロナにより中止となった研修を除く）に参加しました。	随時	3	学校、教科の枠を超えた連携を図るため県主催の一般研修等に参加していきます。	学校教育課

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>3 社会教育における男女平等教育の推進</b>										
			15	ジェンダーの視点で見直す講座の実施	地域における、ジェンダーの視点からみた慣習・慣行の見直しを促進し、また、男女共同参画の認知を図るため、講座等により啓発を促進します。	出前講座の情報を提供するとともに、要望があれば対応する体制をとっていましたが、講座の申込みがありませんでした。	随時	3	出前講座の要望があれば、その都度対応します。また、講座による啓発の在り方について検討します。	まちの魅力推進課
			16	子育て世代を対象とした講座の実施	子育て講座で、個性を尊重する育て方を啓発します。	新型コロナウイルス感染症の影響で講座の実施回数減少や規模の縮小となっていました。昨年度と比較すると実施回数は増加しました。子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別等による固定的な認識によらず、赤ちゃんサロンや講座(乳幼児応急手当、多胎児・年子向け、小学生向け等)を実施しました。	サロン・講座等89回	3	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別等による固定的な認識によらず、未就学児の親子向け講座を中心に、赤ちゃんサロン、妊婦、小学生向けの講座を計画します。	子育て支援課
			17	年齢層に応じた講座の実施	性別に関わらず、年齢層に応じた学習の場を活用し、効果的な啓発を実施します。	年齢層に応じた啓発として、広報紙とホームページで『親子で考えよう！男女共同参画クイズ』を行いました。	クイズ応募者13組	4	各年齢層のニーズを把握し、効果的な啓発を実施していきます。	まちの魅力推進課
		新型コロナウイルス感染症の影響で講座の実施回数減少や規模の縮小となっていました。昨年度と比較すると実施回数は増加しました。子育て支援センターにて、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別等による固定的な認識によらず、妊婦、未就学児の保護者に対して講座を実施し、町内の中学校2校で出張赤ちゃんサロンや子どもの権利に関する講演会を実施しました。				サロン・講座等89回	3	子育て支援センターにて、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別等による固定的な認識によらず、妊婦、未就学児の保護者に対して講座を実施し、中学校では出張赤ちゃんサロンや子どもの権利に関する講演会を実施します。年齢層に応じた子どもの権利に関する啓発が実施されるよう連携をとります。	子育て支援課	
			18	インターネット閲覧への配慮	情報教育についての知識や理解を深める研修等の情報提供や参加を促進します。特に、子どもの利用に対するフィルタリング機能の付加への理解と普及を図ります。	図書館で情報教育関係の図書を配架し、貸し出しました。	情報教育関係の図書16冊	4	SNSやインターネットによるトラブルから子どもを守るため、学校でも児童生徒や保護者を対象に情報発信していることから、図書館でも情報教育に関する図書を多く購入するよう努めています。特設コーナーやホームページで情報発信しています。	社会教育課
			19	メディアリテラシーの育成	多様な教育活動の中で、男女共同参画の視点からメディアリテラシーについての学習を推進します。また、メディアリテラシーについて周知啓発を図ります。	道徳や学級活動、総合学習で情報モラルに関する学習を常時行っています。また、パソコンを活用したインターネット学習を通して、情報を取捨選択する能力を育てています。	随時	3	道徳や学級活動、総合学習で情報モラルに関する学習を常時行っています。また、パソコンを活用したインターネット学習を通して、情報を取捨選択する能力を育てています。	学校教育課
		図書館において、男女共同参画の視点を含めたメディアリテラシー関係の図書を配架し、貸し出しました。				メディアリテラシーに関する図書26冊	4	LINEやSNS、いじめ等に関する内容の図書を目につきやすい配架をし、情報提供しています。マンガや挿絵、表紙のデザイン等、児童生徒が手に取りやすい、理解しやすいものに配慮して選書しています。特設コーナーやホームページで情報発信しています。	社会教育課	
<b>4 国際社会と協調した男女共同参画の推進</b>										
<b>1 国際社会の動向への理解促進</b>										
			20	国際的取り組みに関する情報提供	男女共同参画に関する国際的な取り組みについて情報の収集や提供に努めます。	県やあすばるからの情報や資料を収集しました。また、SDGsにおける取組について情報を収集しました。	随時	3	男女共同参画に関しての国際的な取り組みについて情報の収集や提供を行います。	まちの魅力推進課

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本 目標	施策の 方向	具体的 施策 番号	事業 番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課 評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、 課題に対する対応策	担当課
<b>II 輝くまちづくりのために</b>										
<b>1 政策・方針決定過程への女性の参画促進</b>										
<b>1 職員等への意識啓発</b>										
		21		町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修の実施により意識を啓発するとともに、最新の情報を提供します。	新規採用職員に対して研修を実施しました。	zoomによる研修を実施(1回4名受講)	4	継続して職員研修を行います。	総務課
		22		町議会議員に向けての各種研修会への積極的参加要請	町議会議員に対して男女共同参画社会の実現に向けて各種の研修会の情報提供を行います。	男女共同参画に関連する各種研修会の案内を配布しました。	配付件数3件	4	男女共同参画に関連する各種研修会の情報提供を行います。	議会事務局
<b>2 行政各分野における女性の登用促進</b>										
		23		女性職員の登用等の推進	女性職員が出産後も働きやすい環境・制度の充実を図るとともに、職域拡大や管理職員等への登用を積極的に進めます。	女性管理職の割合が40.0%となりました。 令和4年10月に仕事・育児のための両立支援の手引を改訂しました。	仕事・育児のための両立支援の手引を改訂	4	今後も、30%以上を維持するよう努めます。	総務課
		24		女性の登用状況の調査	議会や行政委員など行政各分野における女性の登用状況を調査し、女性の参画を促進します。	毎年内閣府が行う調査に基づき、行政の各分野における女性登用の把握を行いました。また、全課に調査結果を公表し、女性参画の促進を行いました。	随時	3	内閣府が行う調査で女性登用の把握を行い、必要があれば、その他の女性の参画について調査します。	まちの魅力推進課
		25		審議会等における女性委員の登用推進	審議会等で、構成員が男女いずれかに偏らないよう、女性委員の登用を推進します。	(審議会の男女比については、志免町みんなの参画条例施行規則の中で規定しており、男女に偏りのない登用を促進)各審議会等委員の男女比について調査し、構成員の偏りがあるところは担当課へ呼びかけました。	随時	3	女性委員が少ない審議会等については呼びかけ等を行います。	全課 (総務課統括)
		26		政策策定過程への住民参画の推進	町の基本的政策を定める条例制定や計画等の策定過程(ワークショップやアンケート等)への女性住民の参画を推進します。	町の基本的政策を定める際には、女性参画を推進するよう各課へ依頼しました。 また、各課の住民参画実施計画と実施報告をとりまとめ、全課の住民参画について確認しました。	随時	3	各課が作成した住民参画実施計画と実施報告を確認し、条例や計画を策定する際は女性の参画を推進するようにします。	全課 (まちの魅力推進課統括)
		27		地域防災における女性の参画促進	災害対策に女性の意見を取り入れるため、出前講座等を通じて地域における防災活動への女性参画を促進します。	志免町防災会議委員に女性を任命した。 自主防災組織結成時に構成員への女性登用をお願いした。	・R4年度志免町防災会議委員:8/29名(27.5%) ・R4年度自主防災組織数:26団体【町内会単位】	3	委員に多数の女性を任用したが、第2次志免町男女共同参画後期行動計画の数値目標である女性委員の割合「40%」には届かなかった。 引き続き女性委員の積極的な任用に努め、また、自主防災組織においては、構成員に女性を登用するようお願いしていく。	生活安全課
<b>3 人材育成の推進</b>										
		28		女性リーダーの育成	政策決定の場への参画を目指す女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら女性の意見を取り入れた学びの場を提供するなど、専門知識や表現能力を有した地域の人材育成を推進します。	県やあすばるからの資料や情報を収集し、研修会や講座の開催について周知を行いました。	随時	3	県や国などで行っている取り組みについて情報の収集や提供を行います。	まちの魅力推進課
		29		自主的活動への支援	男女共同参画の視点に立って、男女共同参画に関わる自主的な活動を行う住民や各種団体などに対して、場所や情報提供などの支援を行います。	男女共同参画に関わる自主的な活動を行う住民や各種団体に対し情報提供を行うとともに、意見を交換する機会を作りました。	「ふくおか県翼の会」 首長懇談会	4	場所や情報提供などの支援を行います。	まちの魅力推進課

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>2 生涯を通じた男女の健康支援</b>										
<b>1 性に関する正しい知識や情報の提供、教育の推進</b>										
			30	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	性と生殖を含む健康に関することについての自己決定を基本的な権利としてとらえたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関して、わかりやすい解説で啓発します。	成人式の会場に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発物を配架しました。また、ホームページに啓発記事を掲載し常時閲覧できるようにしました。	随時	4	若い世代に向けてわかりやすい内容や解説で啓発します。	まちの魅力推進課
						リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発物を母子手帳交付時に配布し、周知に取り組みました。	母子手帳交付数351人	4	性と生殖を含む健康に関して自己決定を基本的な権利としてとらえられるよう、啓発に取り組みます。	健康課
			31	思春期教育や「命の大切さ」を学びの推進	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、保健師や養護教諭等の協力を得ながら教育を行います。	講話依頼があった際には対応できる体制を整えていましたが、中学校での講話の依頼がなく、令和4年度の実施状況はありませんでした。	随時	2	今後も性教育を通じて、「命」の大切さを伝えていく予定です。	健康課
						小学校高学年児童及び中学校生徒に対して、保健師・養護教諭が連携し、思春期教育を実施しています。	随時	4	小学校高学年児童及び中学校生徒に対して、保健師・養護教諭が連携し、思春期教育を実施していきます。	学校教育課
<b>2 ライフステージに応じた健康支援</b>										
			32	母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援	母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援については、問題に応じ各課連携を図って取り組みます。	母子手帳交付時のアンケートにより妊婦や家族の健康状態および育児支援の状況等の把握を行い、妊娠中から出産後にかけて切れ目ない支援へつなげています。また、必要に応じて役場内の関係機関を始め、医療機関や児童相談所等との連携を図っています。	母子手帳交付数351人	4	今後も妊娠期からの関わりを充実させ、早期から支援できるように、関係機関との連携を図り、継続した支援を実施します。	健康課
						子育て支援センター等において把握できる妊娠、出産期の不安や要望等について、健康課と連携を図りながら講座の内容を考え、対応等を協議しました。また、支援が必要な家庭については関係課からの情報を基に産前産後ヘルパーの利用やファミリーサポートセンターの案内等を実施しました。	随時	3	子育て支援センター等において把握できる妊娠、出産期の不安や要望について、健康課と連携を図りながら講座の内容を考え、対応等を協議します。また、支援が必要な家庭については関係課からの情報を基に産前産後ヘルパーの利用やファミリーサポートセンターの案内等を実施します。	子育て支援課
			33	児童・生徒を対象にした食育の推進	地域および小・中学校などで、食生活の大切さについて、栄養士等と協力して、食生活改善推進会(以下、「食改」という。)などがサポートできるように取り組みます。	保育園での味噌づくり、小学校の調理実習等を通じて、栄養士と食改が協力して食生活の大切さの啓発や食育活動に取り組みました。	随時	3	食改と協力し、調理実習等を通じて児童・生徒に食生活の大切さを伝えていきます。	健康課
						各学校の栄養士が主となり、食育指導を行いました。(健康課と連携した食育料理教室は新型コロナウイルス感染防止のため中止)	随時	3	各学校の栄養士が主となり、食育指導を行います。(健康課と連携した食育料理教室の開催は新型コロナウイルス感染防止のため未定)	学校教育課
			34	健康づくりの推進	性別に関わらず受けやすい健診体制をつくり、健診結果説明会や健康相談等を通じた健康教育を推進します。	就労している方も受診できるよう、土日も含めて集団健(検)診を開催しています。また、女性に対してはレディースデイの実施、男性に対しては前立腺がんを実施しています。	・集団検診年間32回 ・述べ受診人数2704人	4	男女ともに健康づくりに活かせるように、感染予防に留意しながら、健(検)診を受けてもらえるよう、継続して取り組んでいきます。	健康課
			35	高齢者の健康促進活動	老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行います。	新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、健康促進の為の出前講座は未開催となりました。	—	評価無し	健康促進のための講話等は、性別で隔てることなく継続して実施していく予定です。	健康課

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>3 高齢者の生きがいづくり支援の充実</b>									
		36	関係機関との連携による介護予防事業の充実	関係機関との連携で高齢者の健康づくりを実施し、性別に関わらず効果的なプログラムを積極的に導入します。	保健センター、町内会単位で、介護予防教室「うきうきルーム」を開催し、性別にかかわらず、自宅のできる運動の指導や栄養等の講話を行った。	・うきうきルーム年間92回 ・延べ参加人数1,042人	4	介護予防や健康講話等は性別にかかわらず開催し、男女ともに参加できるように取り組みます。	健康課
		37	高齢者の生きがいづくりの場の提供	総合福祉施設や公民館等を、高齢者・障がい者等の支援などを目的とした施設として、健康・福祉の増進に活用し、性別に関わらず安心して豊かな老後を迎えることができるよう、高齢者の生きがい活動を支援します。	総合福祉施設シーメイトにおいて浴場や電位室、大広間は交流や憩いの場として、性別を問わず多くの高齢者に利用いただいた。	・シーメイト開館日数305日 ・浴場の開場日数237日	3	性別に関わらず、高齢者の生きがいづくりの場の提供を引き続き行っていきます。	福祉課
					隣保館にて、性別に関わらず安心して豊かな老後を迎えるよう健康教室や福祉活動、高齢者の生きがい活動「こつこつ元気もん」が行われました。	隣保館にて「こつこつ元気もん」33回	4	公民館や隣保館で、高齢者・障がい者等の支援などを目的とした健康教室や福祉活動、高齢者の生きがい活動の推進に取り組みます。	社会教育課
		38	高齢者の自主的な活動の支援	老人クラブをはじめとした高齢者の自主的な活動の情報提供やネットワークづくりを支援し、性別に関わらず多くの方が参加したくなる環境づくりを推進します。	性別に関わらず多くの方が参加したくなる環境づくり推進のため、シニアクラブの活動紹介や会員募集について、広報・ホームページ掲載による周知を行いました。また、シニアクラブのネットワークづくりの支援として、シニアクラブ連合会の活動支援を行いました。	広報・HPの記事掲載2件	3	広報・ホームページ等によりシニアクラブ活動のPRを行ったが、シニアクラブ会員の減少が続いているため、引き続きPRを行い、性別に関わらず多くの方が参加したくなる環境づくりを推進します。	福祉課
		39	高齢者の就労支援 ★	シルバー人材センターへの加入を促進し、性別に関わらず就労を通じた社会参画が可能になる環境づくりを推進します。	シルバー人材センターが男女分け隔てなく会員増員、就業促進を図れるよう活動支援を行いました。	・受注件数1,356件 ・受注金額90,015千円 ・会員数251人 ・男性152人 ・女性99人	3	高齢や体調不良等の理由による退会がありましたが、新規会員の加入もあり、会員数はほぼ横ばいとなっています。今後もシルバー人材センターの会員数増や性別に関わらず新たな就業分野の開拓などについて、推進していきます。	福祉課
		40	高齢者の生涯学習活動の推進	性別に関わらず高齢者がいつでもどこでも学習活動が行えるよう、公民館などに主催講座の充実を働きかけます。	性別に関わらず高齢者の学習活動が行えるよう、社会教育施設・社会体育施設を提供しました。	随時	4	性別に関わらず高齢者の学習活動が行えるよう、公民館などに主催講座の充実を働きかけます。	社会教育課
<b>3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（志免町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画）</b>									
<b>1 未然防止のための啓発</b>									
		41	DV防止のための啓発の推進	暴力を許さない意識を醸成し、DVに対する正しい理解を広めるための機会を提供します。	○チラシやポスター、のぼり ・啓発チラシやポスターを常時掲示しました。 ・11月「女性に対する暴力をなくす運動」について、広報やホームページへの掲載、庁舎内3ヶ所に啓発用ののぼりを設置しました。 ○パープルリボン運動 ・担当職員がリボンを常時着用しました。 ・周知啓発のため、企画の賞品としました。 ○パープルライトアップ ・町の公園内のクスノキ1本にライトアップを実施しました。(R4.11) ○出前講座 要望があればその都度対応する体制をとっていましたが、講座の申し込みがありませんでした。	随時	4	DV防止のための啓発を推進していきます。	まちの魅力推進課

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
			42	保健師や民生委員・児童委員等の専門性を高める研修の実施	保健師、保育士、町職員、民生委員・児童委員、学校教職員等に対し、配偶者からの暴力の特性や被害者の早期発見や通報の必要性についての理解や専門性を高めるため、研修や情報提供を行います。	福岡県市町村職員研修所への派遣研修を行いました。	随時	4	研修会への参加を推奨し、情報提供を行います。	総務課
						民生委員・児童委員の代表者が志免町虐待防止ネットワーク会議に参加しました。	随時	3	今後も会議・研修への参加を促していきます。	福祉課
						保健師研修会等に参加することでスキルアップを目指しています。また、多職種とのケース会議等を行うことで、見識が広がり、チームで対象者を支援するという意識も高まるため、関係機関と連絡を取りました。	随時	3	今後も研修会、ケース会議等に参加して、各保健師のスキルアップに努めていきます。	健康課
						外部の研修に参加し、専門的な知識や理解を高めました。また、研修案内を保育園等に行いました。	随時	4	外部の研修へ参加し、専門的な知識や理解を高めます。また、研修案内を保育園等に行います。	子育て支援課
						県や町が主催する研修に学校教職員が積極的に参加できるように周知啓発しました。	随時	3	学校教職員が積極的に研修会に参加できるよう推進していきます。	学校教育課
			43	学校における人権教育の推進	学校において自他を尊重する心や態度の育成について人権教育を推進するとともに、児童・生徒の発達段階に応じてデートDVに関する講座等の取り組みを行います。	教育指導計画書の中に「人権・同和教育計画」を盛り込み、人権学習を行いました。また、説明とともにデートDVに関するチラシを配布しました。	随時	3	教育指導計画書の中に「人権・同和教育計画」を盛り込み、人権学習を行っていきます。また、デートDVに関しての周知を行っていきます。	学校教育課
						人権の花運動を町内4小学校で取り組みました。町内小中学生の人権作文集を作成しました。デートDVに関する情報提供を行いました。	随時	4	学校における人権教育を推進するとともに、児童・生徒の発達段階に応じたデートDVに関する情報提供を行います。	社会教育課
			44	虐待防止・解決のための対策の推進	児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV等の問題に関わる各機関・団体の職員が会議等の中でそれぞれの暴力に関する理解を深め、必要な情報を共有することで、早期の発見につなげます。	虐待等防止ネットワーク会議を開催し、委員及び関係各課との情報共有を行いました。また、関係機関との連携を図り、早期の発見につなげられるようにしました。	随時	4	関係機関との連携を図り、早期の発見につなげられるようにします。	まちの魅力推進課
						虐待等防止ネットワーク会議を2回開催し、取組み報告と関係機関との情報交換を行いました。月1回行われている要保護児童対策地域連絡協議会庁内連絡会議に参加し、情報共有を図りました。	随時	3	継続して会議に参加し、事案が発生した場合は個別状況に応じて関係各課や関係機関等と連携し対応していきます。	福祉課
						母子手帳交付時や乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診等で虐待やDVの疑いがある状況を把握した際は、関係機関と連携をとるようにしています。	随時	4	今後も虐待の早期発見につながるよう、継続して実施していきます。	健康課
						関係機関(子育て支援課・健康課・福祉課・スクールソーシャルワーカー・学校)と月1回の庁内連絡会議のほか、虐待等防止ネットワーク会議、個別のケース会議を行いました。	随時	4	関係機関(子育て支援課・健康課・福祉課・SSW・学校)と月1回の庁内連絡会議(年間12回)のほか、個別のケース会議を積極的にに行います。	子育て支援課

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>2 相談体制の充実</b>										
			45	各課連携による支援の充実	DV等の個別状況に応じて関係各課との連携を図ります。	DV事案が起こった場合、その状況に応じて関係各課と連携をとりました。	随時	3	個別状況に応じて関係各課と連携を図ります。	まちの魅力推進課
			46	配慮を必要とする女性への支援の充実	外国籍女性や心身に障がいのある女性など配慮を必要とする女性に対して、DVやハラスメントなどの女性に向けた暴力に対応する専門相談窓口が積極的に活用されるよう、情報を提供します。	外国人のための無料相談電話「よりそいホットライン」をホームページに掲載しました。	随時	3	配慮を必要とする女性に対し、情報を提供します。	まちの魅力推進課
			47	DV相談窓口の周知促進	DVやハラスメントなどの女性に向けた暴力に対応する専門相談窓口が積極的に活用されるよう、周知を促進します。	DV相談窓口の啓発ポスターを町内施設に掲示を行いました。カードスタンドを用意し、庁舎内トイレ及び生涯学習1号館、シーメイトにDV啓発カードを設置しました。町のイベント時にチラシの配布やホームページ、広報にて情報を掲載しました。	随時	4	DV相談窓口の周知を促進していきます。	まちの魅力推進課
<b>3 被害者の自立のための支援</b>										
			48	住民基本台帳等の支援措置	DV被害者の住民基本台帳の閲覧制限や国民健康保険の適用など適切な措置を実施します。	DV・ストーカー行為等の被害者を保護するための支援措置として、事務処理要領で定める手続きを行うことにより、加害者からの所在確認を目的とした住民票・戸籍の附票の交付請求を制限することができます。この支援の申出ができるのは、DV・ストーカー行為等の被害者で支援が必要と認められた方です(平成24年度からは児童虐待防止法に基づく支援、DV・ストーカー・児童虐待にあてはまらないものそれに準じたケースについても行っています)。被害者からの他課への相談から、個別状況に応じて制度の紹介を行っています(R4年度申出件数62件)。上記の支援制度を説明した上で、DV・ストーカー行為等の被害者が志免町に居住しているものの住民登録をする意思がない場合であっても、志免町国民健康保険に加入することは可能としています。	随時	4	DV・ストーカー行為等の被害者相談は、子どもや高齢者に関わる担当課が直接相談を受けていることが多いので、他課との連携をより密にしていきます。	住民課
			49	情報保護と適切な対応	児童・生徒の心のケアの実施や安全の確保および個人情報の保護について職員間で情報を共有し、情報管理を徹底します。	虐待等が疑われる家庭等への相談・支援を行いました。情報管理については、個人情報保護条例に則り適正に管理しました。関係機関とのさらなる連携や支援の充実に努めました。	随時	4	虐待等が疑われる家庭等への相談・支援を行います。情報管理については、個人情報保護条例に則り適正に管理します。関係機関とのさらなる連携や支援の充実に努めます。	子育て支援課
						児童生徒やその保護者からの相談内容について、データについてはパスワード管理し、紙媒体の記録等は鍵のかかるキャビネットに保管する等、関係職員で徹底した管理体制を整備しています。	随時	3	児童生徒やその保護者からの相談内容について、データはパスワード管理し、紙媒体の記録等は鍵のかかるキャビネットに保管する等、引き続き関係職員で徹底して相談内容を管理します。	学校教育課
			50	福祉に関する情報提供	生活保護や県営住宅への入居などDV被害者が利用可能な福祉の制度についての情報を提供します。	DV相談があった場合、配偶者等からの暴力による被害者自立のために、生活保護制度や県営住宅への優先入居制度について情報提供しています。	・生活保護の案内・申請受付 ・県営住宅の入居案内 ・相談件数0件	3	相談があった時に、必要な情報を提供していきます。	福祉課
			51	被害者の救済対策と生活支援	県や支援団体などを含めた広域での連携を図りながら、DV被害者の救済対策や生活支援などの情報を提供します。	DV相談があった場合には、県の配偶者暴力支援センターや粕屋保健福祉事務所、社会福祉協議会など広域で連携を図り、その被害女性が必要としている情報を提供しました。	随時	3	広域での連携を図りながら情報提供します。	まちの魅力推進課
			52	支援制度の情報提供	DV被害者には、生活支援等の利用可能な制度についての情報を提供します。	DV相談があった場合には、その被害女性の利用可能な制度についての情報を提供しました。	随時	3	相談者に必要な制度についての情報を提供します。	まちの魅力推進課



令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>4 関係機関との連携</b>										
			53	警察・病院等の関係機関との連携	相談や訪問、通報によりDVが発見された際には、必要に応じて警察や病院、福祉事務所等と連携をとり速やかに対応します。	<p>事案が発生した場合は状況に応じて関係機関と連携し対応しました。</p> <p>事案が発生した場合に、個別状況に応じて関係機関と連携し、窓口や電話、訪問にて対応しました。また、事案が発生した際には個別会議を行います。</p> <p>DVの通報を直接受けることはありませんでしたが、母子手帳交付時や乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診時にDVの疑いがある状況を把握した際は、関係機関と連携をとり対応するようにしています。</p> <p>状況に応じて、関係各課や機関と連携し対応しました。</p>	<p>随時</p> <p>・高齢者世帯のDV相談件数 0件 ・障がい者のDV相談件数 0件</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>各機関との連携を図り、速やかに対応します。</p> <p>今後も各機関との連携を図り、速やかに対応します。</p> <p>今後もDVの疑いを把握した際は、関係機関と連携をとりながら対応を継続していきます。</p> <p>状況に応じて、関係各課や機関と連携し対応します。</p>	<p>まちの魅力推進課</p> <p>福祉課</p> <p>健康課</p> <p>子育て支援課</p>
<b>4 あらゆる暴力の防止</b>										
<b>1 性犯罪対策の充実</b>										
			54	学校・家庭・地域との連携による防犯の推進	学校・家庭・地域・他機関との連携を図りながら相談しやすい環境づくりを行い、防犯の指導を推進します。	学校・地域・警察等と連携し、不審者情報等の発信・共有を行いました。児童生徒に対しては防犯学習を授業の中に取り入れました。	随時	3	学校・地域・警察等と連携し、不審者情報等の発信・共有を行います。また、防犯学習を授業の中に取り入れていきます。	学校教育課
			55	防犯意識の啓発	国・県からの性犯罪対策における情報発信やチラシ等の配架、出前講座等で性犯罪を含めた防犯意識の啓発を行います。また、地域での自主的な見守り活動を支援することにより地域全体の防犯意識を高めるよう努めます。	粕屋警察署から提供される防犯情報を福岡県の地域に関する情報システム「防災メール・まもるくん」により、登録者にメールで配信した。また、登録促進のためにホームページ等で周知を行った。併せて、性犯罪被害を中心に犯罪被害から身を守るため、事件情報や各種防犯情報を提供する福岡県警察防犯アプリ「みまもっち」についても周知を行った。	<p>・R4年度発信件数:6件</p> <p>・R4年度登録者:1,636人 (R5.4.1現在)</p>	3	地域の防犯情報を入手することで防犯意識を高めてもらうよう、登録の促進に努めていく。	生活安全課
			56	町内会防犯灯に対する支援	性犯罪を含めた犯罪の予防・抑止のために町内会が設置・管理する防犯灯に対して、電気代助成等の支援を行います。	町内会からの申請により、防犯灯の新設や取替、電気料金の補助を行いました。	<p>・R4年度新設・取替防犯灯 2箇所</p> <p>・R4年度電気料金補助 4,118千円</p>	4	防犯灯に関する補助の申請があった町内会には申請どおりの補助を行った。引き続き地域の防犯活動として、町内会への防犯灯の維持管理に対する支援を行っていきます。	生活安全課
			57	防犯・非行防止活動の充実	性犯罪を含めた犯罪の予防・抑止のために活動する地域防犯団体に対して、防犯パトロールカーの貸し出しを行います。	地域防犯団体に防犯パトロールカーを貸出し、地域における犯罪の予防・抑止に努めた。	防犯パトロールカーの貸出件数8件	3	地域における防犯活動の促進のため、引き続き防犯パトロールの周知啓発及びパトロールカーの貸出を行っていきます。	生活安全課
		学校・地域・関係機関等との情報共有を図り、青少年の性犯罪等の防止を含めた健全育成に努めます。			青少年問題協議会を開催し、情報の共有を図りました。青少年健全育成講演会は、南蔵院 林住職の講演を行いました。	青少年問題協議会2回	2	学校・地域・関係機関等との情報共有を図り、青少年の性犯罪等の防止を含めた健全育成に努めます。	社会教育課	

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>2 さまざまなハラスメント防止に向けた取り組み</b>									
		58	町職員に対するハラスメント防止のための啓発	町職員に対しハラスメント防止のための研修や啓発を推進します。	福岡県市町村職員研修所への派遣研修を行いました。	随時	4	研修、啓発を行います。	総務課
		59	企業等に対するハラスメント防止のための啓発 ★	企業・事業所に対してハラスメント防止に関する情報提供や啓発を推進します。	町内の企業・事業所に対して、6月にハラスメントについての啓発チラシを配布しました。	配布数900社	3	企業・事業所向けにハラスメント防止に関する啓発を行います。	まちの魅力推進課
		60	スクール・セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	小・中学校教職員の連携により、スクール・セクシュアル・ハラスメント防止対策、発生時の対応強化を推進します。	職員会議時において、随時指導や情報提供を行っています。「志免町立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、ハラスメントをなくすための6つの指針等の周知を指示しました。	随時	3	職員会議時において、随時指導や情報提供を行います。	学校教育課
		61	スクール・セクシュアル・ハラスメントに対する相談窓口の充実	学校教育指導主事、相談員等を配置し、相談しやすい環境づくりに努めます。	学校教育課に指導主事・教育相談員・スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒、保護者、教職員や関係機関との相談体制の充実を図りました。	随時	3	学校教育課に指導主事・教育相談員・スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒、保護者、教職員や関係機関との相談体制の充実を図っていきます。	学校教育課

III 新しい価値観を拓いていくために

1 ワーク・ライフ・バランスの実現

1 ワーク・ライフ・バランスの啓発

		62	町職員のワーク・ライフ・バランスの実現	ノー残業デーの設定や休暇計画の作成などを通じた町職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。	夏季休暇の取得計画の作成を行っています。 ・令和4年度 夏季休暇平均習得日数 4日 ・令和4年度 有給休暇平均習得日数 11日	夏季休暇の取得計画の作成	4	令和5年度に向けて、年次休暇を年12日以上取得できるように周知していきます。	総務課
		63	男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現 ★	企業・事業所に対して、男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、多様な働き方を選択できるような働き方の見直しを含めた啓発を推進します。	町内の企業・事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発チラシを6月に配布しました。また、ホームページに男女共同参画コラムとして、ワーク・ライフ・バランスについての記事を掲載しました。	配布数900社	3	企業・事業所向けにワーク・ライフ・バランスについて啓発していきます。	まちの魅力推進課
		64	育児・介護休業制度の活用の浸透促進 ★	育児・介護休業制度の啓発を行うなど、家庭における男女の共同参画・共同責任意識の浸透を促進します。	ホームページにワーク・ライフ・バランスの記事を掲載しました。また、町内の企業・事業所に対しても啓発を行い、他のイベントにおいてもチラシの配布を行いました。	・配布企業、事業所900社 ・町主催イベント時配布数900枚	3	ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行い、育児・介護休業制度の啓発を行います。	まちの魅力推進課
					性別に関わらず、働きながら介護に携わっている方からの相談があった場合は、関係機関や相談窓口の紹介などの対応を行うようにしています。	相談件数0件	3	介護保険制度を取り扱う窓口のため、介護休業制度についての相談は無かったが、介護サービスの提供や相談を通して、性別にかかわらず介護に携わる方の負担軽減を図っていきます。	福祉課
		65	パートナーシップの理解促進 ★	男女共同参画につながる家庭・地域・職場での具体的な行動事例等を示し、パートナーシップの理解促進に努めます。	ワーク・ライフ・バランスについて、広報やホームページ、チラシ配布による啓発を行いました。また、パートナーシップについては他市町村の取組について、情報の収集に努めました。	随時	3	ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行い、男女共同参画の視点から、パートナーシップの理解促進に努めます。	まちの魅力推進課

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>2 男性の家庭参画の促進</b>									
		66	男性の家庭参画への意識改革促進 ★	家庭生活における固定的性別役割分担をなくすため、男性の家庭参画に対する意識向上を図る機会を提供します。	男性の家庭参画に対する意識向上を図る企画として、広報とホームページに『親子で考えよう！男女共同参画クイズ』を掲載しました。(固定的性別役割分担をなくす意識向上を図る問題を掲載)また、性別や年齢にかかわらず家事・育児をしている写真の募集を行い、来年度の男女共同参画週間で展示する予定です。	応募者13組(26人)	4	家庭生活における男性への意識向上を図る機会を提供する啓発のあり方や企画内容を検討していきます。	まちの魅力推進課
		67	食改などへの男性の参加促進 ★	食改地域教室などへの男性の参加を促進するように努めます。	地域によって活動頻度は異なりますが、地域教室への男性の参加を勧めています。また、男性の参加を促し教室の開催を支援するため、講師派遣を行いました。(令和4年度男の料理教室1回開催)	・食生活改善地域教室 随時 ・離乳食教室 12回	2	感染対策をとりながら地域教室が継続して開催されるよう支援します。男性にも参加してもらえるよう教室を実施します。	健康課
		68	出産や育児への男性参加の推進 ★	母子手帳交付時や各教室を通じて、夫婦で子育てを行うことの大切さについて夫婦ともに意識づけし、父親の育児参加を促進します。	母子手帳交付時に、独自で作成した父親向けのチラシを配布しています。教室開催の際も、夫婦で子育てを行うことを意識づけられるよう内容に考慮し、教室を開催しています。	・マタニティ教室開催4回 父親参加14人 ・0歳児親子教室開催8回 父親参加1人	4	男性の育児参加を促進するように、今後も母子手帳交付時や教室開催時に意識づけの支援を行っていきます。	健康課
		69	父親が参加しやすい子どもや子育てに関して学ぶ機会の提供 ★	町主催の講座において、親子を対象として子どもや子育てに関する基本的な知識を学ぶ機会について男性の保護者の参加を図るため、曜日や時間等を配慮した取り組みを進めます。	新型コロナウイルス感染症の影響で規模の縮小となりましたが、講座等について男性が参加しやすいよう、曜日や内容(夫婦で参加できる等)を工夫しました。	土曜開催講座等2回	3	講座等について男性が参加しやすいよう、曜日や内容(夫婦で参加できる等)を工夫します。	子育て支援課
		70	父親が参加しやすいイベントの充実 ★	スポーツ大会や野外活動等、父親が興味や関心をもてる事業に企画から参加できるような仕組みづくりを検討します。また、親子の催し物は男性の保護者が参加しやすいよう、曜日や時間等を配慮します。	男性の家庭参画に対する意識向上を図る企画として、広報とホームページに『親子で考えよう！男女共同参画クイズ』を掲載しました。また、性別や年齢にかかわらず家事・育児をしている写真の募集を行い、来年度の男女共同参画週間で展示する予定です。(まちの魅力推進課)	応募者13組(26人)	4	保護者も参加するような企画をする場合は、曜日や時間等を配慮して設定します。	全課
		71	家庭でのコミュニケーション促進 ★	家庭内のコミュニケーションが家庭での不平等感解消に有効であることの啓発に努めます。	ホームページにワーク・ライフ・バランスについての記事を掲載しました。また、町内の企業・事業所や他の講演会に来場した方に対して、ワーク・ライフ・バランスについての啓発チラシを配布しました。	・配布数900社 ・町主催イベント時配布数900枚	3	ワーク・ライフ・バランスについて、特に家庭内のコミュニケーションの重要性について啓発します。	まちの魅力推進課
<b>3 地域における活動促進</b>									
		72	男性が地域活動に参加しやすい環境づくり	男性が地域活動に参加しやすい環境づくりのため、相談窓口の充実や、多様な男性向け講座の開催などに努めます。	総合相談「男性のための相談ホットライン」をホームページに掲載しました。また、男性向けの講座を企画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。	随時	3	男性向け講座を開催する予定です。その他男性のための相談窓口の周知も行います。	まちの魅力推進課
		73	男性の地域行事等への参加促進	男性が気軽に参加できる地域行事等が行われるよう、公民館などへ働きかけます。	子ども会連合会総会に出席して働きかけをしましたが、コロナ禍で行事の実施ができませんでした。	・公民館主事会研修(中止) ・子ども会連合会総会	2	男性が気軽に参加できる地域行事等が行われるよう、公民館などへ働きかけます。	社会教育課

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>2 子育て支援の充実</b>										
<b>1 保育サービスの充実</b>										
			74	産前産後期のヘルパー支援	産前産後の、家事・育児などの援助を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、支援します。	社会福祉協議会に委託し、援助が必要な家庭にヘルパーを派遣しています。案内をして相談等の対応をしています。	・申請1件 ・派遣件数1件	3	社会福祉協議会に委託し、援助が必要な家庭にヘルパーを派遣します。	子育て支援課
			75	乳幼児期の教育・保育事業の充実★	子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育環境の整備・充実を進めます。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質向上を図ります。	町立志免東保育園の老朽化による園舎建替の設計を行いました。研修については、保育園独自の内部研修実施や外部機関の研修に参加し、町立保育園で実施していた研修会を町内認可保育園へと対象を拡大し、リモートで参加できるよう工夫し職員の資質の向上を図りました。	・研修の実施 ・志免東保育園整備設計	4	令和5年度に老朽化している志免東保育園の園舎建替工事により保育環境の整備を行います。研修については、引き続き内部研修の実施、外部機関の研修参加により資質の向上を図ります。	子育て支援課
			76	学童保育の充実★	利用者のニーズを把握しながら、学童保育環境の整備を図ります。	志免中央学童保育所(定員160)・志免東学童保育所(定員120)、志免南学童保育所(定員100)、志免西学童保育所(定員240)において、待機児童が解消され、適正な運営をしました。また、栄光会に志免西第5・6・7学童の施設整備を行い、環境整備に努めました。	随時、総定員620名	4	待機児童が解消し、環境整備のために西第5・6・7学童の整備を行った。	子育て支援課
			77	子育て支援拠点の充実	志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターで、子どもと保護者の交流や体験・学習の場、子育て等についての相談、子育てサークルの紹介等を行い、子育て支援の拠点として充実を図ります。	子育て支援センターにおいて、月齢・年齢に応じたサロン・講座等を実施し、子育てに関する相談に対応しました。また、地域の幼稚園、子育てサークル等の情報提供を行いました。	サロン・講座等89回	4	子育て支援センターにおいて、月齢・年齢に応じたサロン・講座等を実施し、子育てに関する相談に対応します。また、利用者の要望等に応じ、情報を集約して提供します。	子育て支援課
<b>2 援助を必要とする家庭への支援</b>										
			78	ひとり親家庭への支援サービスの充実	母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員(ヘルパー)を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を充実します。	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、広報、ホームページ、窓口にて周知をしました。	申請1件、派遣件数6件	2	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、広報、ホームページ、窓口にて周知をします。	子育て支援課
			79	障がいのある子どもへの早期発見・支援	相談支援事業を利用することで、障がい等について理解が深まるよう支援します。また、必要な福祉サービスを利用することで、子どもの発達を支援します。	福祉課内にしめっこ相談を設置及び相談支援センターゆいへ障がい児の相談支援事業を委託し、福祉サービスに伴う発達に関する個別相談を受けました。	個別相談(延べ)1,005件	3	保護者へ必要な情報を提供し、発達が気になりな子どもについて継続的に相談や支援を行っていきます。	福祉課
		乳幼児健診や発達に関する個別相談・教室を通して、子どもの経過を見ていくことで、障がいのある子どもの早期発見と支援につなげます。			乳幼児健診や発達に関する個別相談や教室を実施しています。経過を見ていく中で、発達の遅れ等の問題があり、支援が必要な子どもについては、専門機関を紹介し、スムーズに療育につながるよう支援を行っています。	心理相談員による相談実施回数698回	4	今後も支援が必要な子どもがスムーズに療育につながるよう、関係機関と協力して支援を行っていきます。	健康課	
		町内の保育園・幼稚園等に対し、臨床心理士による巡回指導を行い、専門的な助言や相談に応じ障がい児に対する保育の充実を図ります。また、町立保育園の加配保育士の配置や、私立教育保育施設の加配保育士配置に対する助成を行います。			臨床心理士3名による町内の町立保育園・私立保育園・認定こども園・幼稚園・届出保育園・企業主導型保育施設を巡回し、保育士等への支援を行いました。また、町立保育園の加配保育士の配置や、私立教育保育施設の加配保育士配置に対する助成を行いました。	巡回・保育士等への支援 ・毎週月・木曜日巡回 ・対象は30園 ・巡回のべ件数94件	3	引き続き、町内の町立保育園・私立保育園・認定こども園・幼稚園・届出保育園・企業主導型保育施設を巡回し、保育士等への支援を行います。 ・巡回日 … 毎週月曜日(2名)・木曜日(1名)	子育て支援課	

令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>3 地域における子育て支援活動の充実</b>									
		80	利用者の視点に立った子育てに関する講座の内容の充実	子育て講座の種類や内容について参加者アンケートの実施等を通して保護者の意見を反映し、ニーズにあった講座内容となるよう充実を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響で実施回数の減少や規模の縮小となりましたが、アンケートや相談内容から利用者のニーズを把握し、夫婦で参加できる講座や町内の中学校での出張赤ちゃんサロンを企画・実施しました。	サロン・講座等89回	2	アンケートや相談内容から利用者のニーズを把握し、講座等を企画・実施します。	子育て支援課
		81	地域との連携による子育て支援の充実	子育てを一人で抱えこまないよう、地域との連携を図りながら子育て支援の充実を進めます。	新型コロナウイルス感染症の影響で例年より実施回数の減少や規模の縮小となりましたが、昨年度と比較すると開催講座数が増加しました。「子育て広場」や外遊び(町内団体の協力あり)、中学校での出張赤ちゃんサロンを実施しました。	・子育て広場13回 ・外遊び3回 ・出張赤ちゃんサロン6回	3	「子育て広場」、外遊び、中学校での出張赤ちゃんサロンを計画しています。また、親子の交流、相談受付、情報提供を行います。	子育て支援課
		82	地域での交流支援	公民館行事に子どもや子育てに関するものを取り入れたり、地域の大人と子ども達が遊びなどを通じて交流したりできるような取り組みを働きかけます。	地域で通学合宿を企画していましたが、コロナ禍のため中止となりました。	—	評価なし	公民館行事に子どもや子育てに関するものを取り入れたり、地域の大人と子ども達が遊びなどを通じて交流したりできるような取り組みを働きかけます。	社会教育課
<b>3 高齢者福祉の充実</b>									
<b>1 介護支援の充実</b>									
		83	介護に関する相談や高齢者向けサービス等の利用の支援 ★	性別にかかわらず介護に関わる人の負担を軽減するため、電話や窓口での相談を周知します。また、必要なサービス等が利用できるよう支援します。	性別に関わらず在宅介護負担が軽減できるように、各種介護サービスを実施しています。また、介護に関する相談も、性別に関わらず高齢者や家族だけでなく、近隣者も含めて相談を受けています。	・相談実績 延べ2,114人 実913人 ・紙おむつ給付サービス 延べ621件 ・外出支援サービス 延べ303件 ・食の自立支援サービス 延べ7,037件 ・窓口、電話、訪問にて相談対応	3	今後もあらゆる機会を活用して、介護の相談窓口である地域包括支援センターの周知並びに各サービスを継続して行います。	福祉課
		84	地域における見守り活動の推進	地域で高齢者を支える体制づくりを推進するため、地域における見守り活動を性別に関わらず行えるよう支援します。	男女がともに高齢者の介護を担うことができるよう、家族だけでなく地域で高齢者を支える体制づくりとして、希望する町内会へ70歳以上単身者及び75歳以上のみの世帯の情報提供を行いました。	情報提供町内会数11町内会	3	引き続き地域における見守り活動が、性別に関わらずできるように情報提供します。	福祉課
<b>◇ 計画の推進体制</b>									
<b>1 男女共同参画に関する調査研究</b>									
		<b>1 情報・資料の収集と提供</b>							
		85	男女共同参画に関する情報等の収集、集約	男女共同参画に関する統計資料や先進地事例等の情報を積極的に収集し、男女共同参画施策の推進に活用します。	男女共同参画に関する県や他市町村の情報収集を行いました。	随時	3	先進地事例の紹介がある研修に参加する等、情報収集に努めていきます。	まちの魅力推進課

# 令和4年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策番号	事業名	事業内容	令和4年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>2 計画の着実な推進</b>									
<b>1 男女共同参画推進委員会の設置</b>									
		86	男女共同参画推進委員会の設置	庁内に男女共同参画推進委員会を設置し、計画の推進を図ります。	国・県の動向や本町の実情を踏まえ検討した結果、推進委員会は開催していませんが、必要に応じて開催します。	随時	3	推進委員会の設置については、国や県の動向、社会情勢の変化及び本町の実情を踏まえ、必要に応じ開催します。	まちの魅力推進課
<b>2 男女共同参画推進審議会の運営</b>									
		87	男女共同参画推進審議会の運営	町民を含めた男女共同参画推進審議会を設置し、施策の進捗状況調査や評価・提言を受けながら計画を推進します。	審議会を開催し、行動計画の進捗状況について審議しました。	審議会2回	3	行動計画の進捗状況について報告し、評価・提言を受け今後の推進に繋げていきます。	まちの魅力推進課
<b>3 男女共同参画に関する意識調査の定期的な実施</b>									
		88	町職員アンケートの実施	町職員を対象にしたアンケートを実施します。	町職員の意識付けという目的で当初実施しましたが、男女共同参画の意識も浸透し、また、研修等も行っているため、今年度は実施しませんでした。	—	1	今後は必要に応じてアンケートを実施します。	総務課
		89	町民意識調査の継続実施	男女共同参画に関する町民意識調査を継続的に実施し、施策に反映します。	定期的に行っている意識調査年ではなかったが、施策に反映できるよう町民意識調査の分析を行いました。	随時	3	町民意識調査の分析を行い、施策として志免町男女共同参画行動計画に反映していきます。	まちの魅力推進課
<b>4 行動計画の周知</b>									
		90	行動計画の周知	志免町男女共同参画行動計画を解りやすく周知するよう努めます。	町で行った講演会の際に、志免町男女共同参画条例と男女共同参画行動計画について解りやすくまとめたチラシの配布を行うとともに、課カウンターに配架を行いました。	随時	3	講演会等の際に、条例と計画について紹介し、多くの方に周知を図ります。	まちの魅力推進課
<b>3 男女共同参画施策への苦情対応</b>									
<b>1 苦情対応の整備</b>									
		91	意見箱や電子意見箱の設置	町民が行政に対する苦情・意見を出しやすいよう、庁内に設置している意見箱やホームページ上の電子意見箱を活用し、公聴の充実を図ります。	性的マイノリティの生徒への配慮として、中学校の制服についての意見があった。	随時	3	引き続き意見箱やホームページ上の電子意見箱で苦情・意見等を受け付け、回答をホームページやメール等で行います。	総務課
		92	苦情対応の周知	町が実施する男女共同参画に関する施策に対する苦情や救済の申し出を適切に反映できるよう、苦情対応の周知を図ります。	町で行った講演会の際に、志免町男女共同参画条例と男女共同参画行動計画について解りやすくまとめたチラシを配布し、また課カウンターに配架を行いました。チラシの中に苦情対応について記載し周知を図りました。また、ホームページで苦情対応について掲載しています。	随時	3	苦情対応の周知を図ります。	まちの魅力推進課

■担当課評価：事業内容の実施について、担当課の自己評価

- 4 ⇒ よくできた
  - 3 ⇒ できた
  - 2 ⇒ 少しできた(一部しか実施されなかった)
  - 1 ⇒ できなかった(準備も含め何も行われなかった)
- ※不測の事態(コロナ禍など)により、準備を行ったが実施には至らなかった場合は、「評価なし」としてください。